

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業・開放型選抜） 民法

【出題趣旨】

代理についての基本的な理解を問うものである。

(1) は、権限外の行為であり、無権代理である。無権代理は、本人Aに対して、効力を生じないのが原則である（民 113 条 1 項）。ただし、Aの追認があるとき（民 113 条 1 項）、および、民法 110 条の表見代理が成立するときは、本人に対して効力を生じる。表見代理については、Bに基本代理権のあること、および、相手方Cが、Bに権限があると信ずべき正当な理由があるときに成立する。

表見代理が成立するときは、Aは、Bに対して、委任契約の債務不履行責任（民 415 条）または不法行為責任（民 709 条）を追及できる。追認したときには意見が分かれよう。追認がされず、また、表見代理が成立しないときには、Cは、Bの責任を追及できる。民法 117 条によることになる。このとき、表見代理が成立するときでも、表見代理の成立を主張せず、同条による責任を無権代理人に追及できるか（できるとするのが判例）、同条 2 項 2 号における「過失」の意味といった問題もある。

(2) は、代理権の濫用であり、相手方Cが、Bの目的を知り、または、知ることができた場合には、無権代理とみなされることになる（民 107 条）。

有権代理とされたとき、Bは、委任契約の履行としてCから金銭を受領したのであるから、Aは、Bに対して、Cから受け取った金銭の支払いを請求できる（民 646 条）。それでも償えない損害があるときは、Aは、Bに対して、委任契約の債務不履行責任（民 415 条）または不法行為責任（民 709 条）を追及できる。また、無権代理とみなされたときは、Cは、Bの責任を追及できる。民法 117 条によることになる。

【採点基準】

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| ① | (1) が無権代理であることの指摘 | 3 点 |
| ② | 民 113 条の摘示と効力が生じないことの指摘 | 4 点 |
| ③ | 民 110 条の表見代理成立の検討 | 6 点 |
| ④ | 表見代理が成立するときのBの責任 | 4 点 |
| ⑤ | 表見代理が成立しないときのBの責任 | 4 点 |
| ⑥ | (2) が代理権の濫用であることの指摘 | 3 点 |
| ⑦ | 民 107 条の説明 | 6 点 |
| ⑧ | 有権代理とされたときのBの受領した金銭の処理 | 4 点 |
| ⑨ | それ以外のBの責任 | 3 点 |
| ⑩ | 無権代理人としてのBの責任 | 4 点 |
| ⑪ | その他（印象点を含む） | 9 点 |

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業 ・ 開放型選抜） 商法

【出題趣旨】

本問は適法な招集手続を欠いて行われた取締役会決議によって選定された代表取締役が行った対外的な取引行為の有効性について検討してもらう問題である。設問で検討が求められている本件借入の有効性にあたっては、Aが適法な代表権を有していることが求められるところ、本問の事実関係では、Aを代表取締役として選定した本件決議の招集にあたり、D、Eに対する招集通知が発せられなかったとの事情が認められる。そこでこの経緯に照らし、〔Ⅰ〕Aを代表取締役として選定した本件決議の効力、及び〔Ⅱ〕Aが甲社代表取締役社長として行った本件借入の有効性を検討することが求められる。

取締役会の招集にあたっては、各取締役に対して招集通知がなされなければならない（会社法368条）。この招集通知を欠くことは手続の瑕疵にあたり、当該瑕疵は取締役会決議の無効事由となる。もっとも、最判昭和44年12月2日民集23巻12号2396頁（会社法判例百選〔4版〕62事件）では、「取締役会の開催にあたり、取締役の一部の者に対する招集通知を欠くことにより、その招集手続の瑕疵があるときは、特段の事情のないかぎり、・・・取締役会の決議は無効になる」とした上で、「その取締役が出席してもない決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情があるときは、右の瑕疵は決議の効力に影響がないものとして、決議は有効になる」として、いわゆる「特段の事情」がある場合には決議が有効となる余地を認めている。そこで、上記判例に照らし、本問におけるD、Eへの招集通知の懈怠につき、上記「特段の事情」が認められるかを検討することが求められる。

この点につき、本件決議は出席した3名のうち、2名の賛成のみによって成立しているものであり、仮にD、Eが出席し、Aの代表取締役選定に反対すれば、決議が成立しなかったことが容易にうかがわれる。また単に賛否の数のみならず、D、Eが議事に参加した場合の実質的影響も否定できない。したがって、本問においては「特段の事情」は認められず、Aを代表取締役として選定した本件決議は無効であると解される（Ⅰ）。

このようにAの代表取締役選定決議が無効であるとする、本件借入にあたりAには代表権が認められないこととなる。代表権を有しない者が行った取引については原則として無効となる。もっとも本問においてAはQからの本件借入にあたり「甲社代表取締役社長」名義で取引を行っている。そこで、Aの取引が「表見代表取締役」の行為に当たるか（会社法354条）を検討することが求められる。

会社法354条の要件としては、①取締役の行為であること、②取引にあたり会社を代表する者と認めるべき名称が使用されていること、③②の名称使用につき会社が明示又は黙示の許諾を与えていること、及び④第三者が善意であること、が求められる。このうち、④については、最判昭和52年10月14日民集31巻6号825頁（会社法判例百選〔4版〕46事件）で、第三者に重過失ある場合には悪意と同視されるとして、会社の責任を否定する。A

がおこなった本件借入につき、上記要件を充足するかが問題となる。本問では、③、④につき事実関係に即した検討が求められる（Ⅱ）。

【採点基準】

50 点満点の場合

(1) 本件決議の有効性について【20 点】

(a) 本件決議における瑕疵の指摘（4）

(b) 取締役の一部に対する招集通知もれがあった場合の取締役会決議の効力（10）

注：判例を踏まえた検討がなされていること

(c) 事案へのあてはめ・結論（6）

注：本問の事情からすると、本件決議を無効とする旨の結論となると考えられる

(2) 本件借入の有効性について【20 点】

(a) A に代表権がない→表見代表取締役（354 条）の検討（4）

(b) 354 条の要件の指摘（10）

注：昭和 52 年最判への言及も求められる

(c) 事案へのあてはめ・結論（6）

注：Q の主観的態様につき「重過失あり」と認めるか否かはいずれの結論もありえる

(3) 題意に沿った検討となっているか。文章力、構成力など【10 点】

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業 ・ 開放型選抜） 民事訴訟法

【出題趣旨・採点基準】

訴訟における当事者の陳述とその民事訴訟法上の取り扱いについての理解を問う問題です。

解答にあたっては、まず①～③の陳述の内容がどのような意味をもつかを検討する必要があります。具体的には、陳述①は、金銭授受（Xが主張立証責任を負う主要事実）＋弁済（Yが抗弁として主張立証責任を負う主要事実）、陳述②は、金銭授受（Xが主張立証責任を負う主要事実）＋贈与（Xが主張立証責任を負う消費貸借契約締結〔返還約束〕の事実の否認）、陳述③は、文書の真正に関する事実（補助事実）、と整理することができます。したがって、陳述①は〔先行自白＋抗弁〕、陳述②は〔先行自白＋（理由付）否認〕、陳述③は〔文書の真正に関する事実の陳述〕、を意味します。

以上の分析に基づいて、（１）において主要事実を抽出し、その抽出した主要事実にかかる証明責任の所在を踏まえつつ、（２）で裁判上の自白の成否を中心に論じていくことになります。その際には、まず陳述①及び②の「金銭授受」の事実につき、原告の援用の有無で場合を分けて検討し、援用があれば自白が成立する一方で、援用のない場合には自白は成立しないが、裁判所は適切に釈明権を行使したうえで、判決の基礎とすることができること（最判平成9・7・17判時1614-72参照）にも言及して欲しいところです。これに対して、陳述②における「贈与」は、Xが証明責任を負う返還約束の事実を否認する事実であり、また、陳述③における文書の真正に関する事実は補助事実であるため、裁判上の自白は成立しません。ただし文書の真正に関する事実については、判例は消極に解していますが（最判昭和52・4・15民集31-3-371参照）、学説においては、主要事実の自白と同程度に重要であるとの理由でこれを肯定するものや、禁反言の観点から当事者に対する拘束力は認められるとするものもありますから、この点に言及するのもよいでしょう。

以上の各論点を的確に捉え、論理的に論述されていれば、高得点が期待されます。

以上